

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

林電気株式会社
福井県越前市芝原4-5-22

2. 指名停止措置期間

平成25年8月29日から平成25年9月28日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

林電気株式会社は、福井県土木部建築住宅課営繕室が発注した工事（丹南総合公園多目的グラウンド照明設備工事その1・その2）において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、平成25年6月28日、建設業許可部局である福井県より、監督処分（指示処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（建設業法違反行為）

- 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070